

前文

高知市は、北は険しい山々、南は雄大な太平洋に挟まれ、それを幾つもの河川が繋ぐ四季の移ろいが感じられる自然の恵みを背景に、県内の人と企業が集積する中核都市として独自の産業構造を紡いできた。

高温多雨な気候で育つ色とりどりの野菜や、黒潮の流れで運ばれる脂の乗ったカツオが食卓を彩り、土佐のおきやく文化を代表する皿鉢料理や、江戸時代から続く街路市など良質な食文化が存在する全国でも有数の観光都市として知られる。

戦後の不況の中で市民の健康と商業の発展を祈願して始まったよさこい祭りは、鳴子のリズムに乗って老若男女がエネルギーに舞う姿に魅せられ、今や国内外から踊り子や見物人が訪れる日本を代表する祭りへと成長した。

自然や歴史に育まれ、坂本龍馬を筆頭に気さくであけっぴろげな土佐人氣質は、全国に誇る商業都市の礎として産業の発展を支えてきた。

その中であって、市内の企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済と雇用を下支えし、地域社会の担い手として、高知市の発展と市民生活の向上に寄与してきた。

しかしながら、これから先、少子高齢化の進展で、市場規模の縮小や労働力人口の減少がもたらされることで、経済を取り巻く環境は厳しさを増すことが予測される。

中小企業・小規模企業を振興し、経済の持続的な成長と市民生活の向上を図るためには、中小企業者及び小規模企業者の自助努力とともに、市、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が一体となって中小企業・小規模企業の事業活動を支えることで、地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち高知市の実現に向けた取組が必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を高知市の重要な課題と位置付け、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内(以下「市内」という。)に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 中小企業者及び小規模企業者の総称をいう。
- (4) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会、中小企業家同友会その他中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であって、市内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合等の金融機関及び信用保証協会をいう。
- (6) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校並びに研究機関をいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校その他職業に必

要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

- (8) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者及び市内に事務所等を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (9) 経営の革新 法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (10) 創造的な事業活動 法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
- (11) 経営資源 法第2条第4項に規定する経営資源をいう。
- (12) キャリア教育 一人一人の社会的及び職業的自立に向け、必要な基盤となる能力及び態度を育てることを通して、職業能力の発達を促す教育をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本市経済の発展及び雇用の機会の創出を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が相互に連携して推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が次代を担う若者を始めあらゆる人の働く場として魅力あるものとなるよう推進されなければならない。
- 5 中小企業・小規模企業の振興は、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業者の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業・小規模企業の振興のための施策（以下「振興施策」という。）を実施するものとする。

- (1) 市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等との連携及び協力を推進すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の新商品の開発、新たな販売方式の導入等による経営の革新を支援すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の新技術の活用、新たな経営管理方法の導入等による創造的な事業活動の促進及び創業の促進を支援すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の生産設備の更新、技能の向上等による経営資源の活用が活性化されるよう支援すること。
- (5) 中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を支援すること並びにキャリア教育の充実を支援すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の振興を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針に基づき、振興施策を定め、周知し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合は、本市の経済の発展及び雇用の安定に資するよう中小企業・小規模企業の受注の機会の増大に努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 自主的な努力による経営改善、技術の高度化等を通じて経営基盤を強化すること。
- (2) 自らの社会的責任を認識し、本市経済の発展及び市民生活の向上に貢献すること。

(3) 市、中小企業関係団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。

(4) 大学等との連携により新産業を創出し、及び専門的技術を有する人材を育成すること。

(5) 他の中小企業・小規模企業により生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用するほか、他の中小企業・小規模企業と連携し、及び協力すること。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫による取組を支援するよう努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が自主的に経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(大学等及び教育機関等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、自らの研究に努めることで、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、職場体験活動、職業体験その他の社会的及び職業的に自立するために必要な資質及び能力を育成するキャリア教育の充実に努めるものとする。

(市民等の理解及び協力)

第10条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展、雇用の機会の創出及び市民生活の向上に果たす役割の重要性について理解を深め、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用することにより、中小企業・小規模企業の健全な育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興戦略プラン)

第11条 市長は、基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）を策定するものとする。

2 戦略プランには、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、戦略プランの策定に当たっては、中小企業・小規模企業その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、戦略プランを策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。

5 市長は、中小企業・小規模企業を取り巻く環境の変化を勘案し、及び振興施策の効果を検証し、おおむね5年ごとに戦略プランに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

6 市長は、戦略プランに基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

7 第3項及び第4項の規定は、第5項の規定による戦略プランの変更について準用する。

(財政上の措置)

第12条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(高知市中小企業・小規模企業振興審議会)

第13条 中小企業・小規模企業の振興に関する重要事項を審議するため、高知市中小企業・小規模企業振

興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、中小企業・小規模企業の振興の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第14条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1) 中小企業・小規模企業の振興に関し、専門的な知識を有する者

(2) 中小企業関係団体の役職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。